附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方自治法施行令（以下この条において「新令」という。）第九十一条第三項から第五項まで（これらの規定を新令第九十九条、第百条、第百十条、第百十六条、第百二十一条、第二百十二条の二、第二百十二条の四、第二百十三条の二、第二百十四条の二、第二百十五条の二、第二百十六条の三及び第二百十七条の二において準用する場合を含む。）の規定による改正前の地方自治法施行令（以下この条において「旧令」という。）第九十一条第三項から第五項まで（これらの規定を旧令第九十九条、第百条、第百十条、第百十六条、第百二十一条、第二百十二条の二、第二百十二条の四、第二百十三条の二、第二百十四条の二、第二百十五条の二、第二百十六条の三及び第二百十七条の二において準用する場合を含む。）の規定による告示が行われた直接請求については、なお従前の例による。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第十八条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令（以下この条において「新令」という。）第一条第三項並びに同条第四項及び第五項（これらの規定を新令第二十八条において準用する場合を含む。）、第十三条第三項及び第四項（これらの規定を新令第二十九条において準用する場合を含む。）、第十九条及び第二十条（これらの規定を新令第三十二条において準用する場合を含む。）並びに第二十七条第五項の規定は、この政令の施行の日以後に新令第一条第二項、第十三条第二項（新令第二十九条において準用する場合を含む。）又は第二十七条第四項の規定による告示が行われる直接請求について適用し、この政令の施行の日の前日までに第十八条の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律施行令（以下この条において「旧令」という。）第一条第二項、第十三条第二項（旧令第二十九条において準用する場合を含む。）又は第二十七条第四項の規定による告示が行われた直接請求については、なお従前の例による。

総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　高木　義明
農林水産大臣　鹿野　道彦
国土交通大臣　大畠　章宏
内閣総理大臣　菅　**直人**

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年七月二十九日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二百三十六号

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十三年十月二十日とする。

総務大臣　片山　善博
法務大臣　江田　五月
財務大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　細川　律夫
国土交通大臣　大畠　章宏
内閣総理大臣　菅　**直人**

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年七月二十九日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二百三十七号

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十二号）の施行に伴い、並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八条第一項第七号及び第八号、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第三号並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令の一部改正）

第一条　高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成十三年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条の二第二項第二号ニ」を「第四条第二項第二号ニ」に改める。

第二条を次のように改める。

（登録の拒否に係る使用人）

第二条　法第八条第一項第七号及び第八号に規定する政令で定める使用人は、サービス付き高齢者向け住宅事業に関し事務所の代表者である使用人とする。

第三条を削る。

第四条中「第四十九条第一項」を「第四十五条第一項」に、「費用」を「費用（土地の取得及び造成に要する費用を除く。第五条第一号、第六条第一号、第七条第一号及び第八条第一号において同じ。）」に改め、同条を第三条とする。

第五条中「第四十九条第二項」を「第四十五条第二項」に、「第三条に規定する」を「その所得が国土交通省令で定める基準以下の」に、「同条に規定する」を「入居者の所得、住宅の規模その他の事項を勘案して」に改め、同条を第四条とする。

第六条中「第五十一条第一項」を「第四十七条第一項」に改め、同条第一号中「第四十九条第一項各号」を「第四十五条第一項各号」に改め、同条第二号中「第四十九条第一項各号」を「第四十五条第一項各号」に改め、「改良」の下に「（用途の変更を伴うものを含む。以下同じ。）」を、「要する費用」の下に「（既存の住宅その他の建物の取得及び造成に要する費用を除く。次条第二号、第七条第二号及び第八条第二号において同じ。）」を加え、「共用部分等」を「共用部分及び入居者の共同の福祉のため必要な施設であって国土交通省令で定めるもの（以下「共同住宅の共用部分等」という。）」に改め、同条第三号中「第三条」を「前条」に改め、同条を第五条とする。